

小竹町新しい生活様式環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小竹町内の事業者が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、新しい生活様式に適応するために実施する環境整備に要する経費に対して、小竹町新しい生活様式環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、小竹町補助金等交付規則（平成13年小竹町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和2年7月1日現在において町内に事業所を設置している事業者で次のいずれかに該当し、町長が認めた者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者（同法第28条第1項第9号に規定される障害福祉サービスを提供する者を除く。）及び同法第77条第1項第9号の規定に基づき小竹町と契約を締結する地域活動支援センター事業者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの長
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護を行う施設、同条第11項に規定する特定施設、同条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う施設、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居、同条第27項に規定する介護老人福祉施設及び第28項に規定する介護老人保健施設の長

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、事業所における利用者の安全確保及び従事者の労働環境の改善に資するもので次に掲げるものとする。

- (1) 事業所において使用するマスク及び衛生用品等の購入に要する費用
- (2) 身体的距離を確保するための机や仕切り板等の購入に要する費用
- (3) 従事者の労働環境改善に要する経費
- (4) 前各号に掲げる経費と町長が同等と認める経費

(給付金の額)

第4条 補助金の額は、一の事業所当たり50万円を限度とする。この場合において、同一所在地で2以上の異なる事業を実施し、それぞれ異なる認可等

を保有して事業を行っている場合は、2以上の異なる事業所とみなすものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、小竹町新しい生活様式環境整備事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は、当該申請をした者に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定した場合は、当該申請をした者に対し、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により速やかに通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、この告示に従い、善良な管理者の注意をもって事業所における環境整備を実施しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添付して、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類を審査するとともに、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日ま

で行われた第6条に規定する補助金の交付申請に係る交付決定及び通知については、同日後もなおその効力を有する。